

金剛山国立公園計画からみる田村剛と上原敬二の計画思想に関する研究

A Study on Planning Idea of Tsuyoshi Tamura and Keiji Uehara based on Mt. Kongo National Park Plan

水内 佑輔 栗野 隆 古谷 勝則

Yusuke MIZUUCHI* Takashi AWANO** Katsunori FURUYA***

Abstract: There was a dispute over the concept of national parks between Tsuyoshi Tamura and Keiji Uehara during the 1920's, and each made his own "Mt. Kongo National Park Plan" later in 1930. In this study, planning Idea of national parks by Tsuyoshi Tamura is discussed after identifying similarities and differences of the two through the analysis process of "Mt. Kongo National Park Plan". As a result, the following points have been clarified. Uehara's concept and resources of national parks change over time. During the 1920's, Uehara considered national parks as a conservation district for natural treasures and excluded landscape to consider as their resource; however, he regarded landscape as a main resource in 1930. On the other hand, Tamura's establishment of a park area was based on conditions such as a visible area of landscape and land ownership (prioritized forests owned by the nation and temples, and avoided private property), and to secure a vast size of the unity area. Lastly, Uehara prioritized history and culture as resources of a national park; whereas Tamura prioritized natural landscape and did not value traditional landscape.

Keywords: national parks, Tsuyoshi Tamura, Keiji Uehara, Mt. Kongo

キーワード 国立公園, 田村剛, 上原敬二, 朝鮮金剛山

1. はじめに

1930年に朝鮮金剛山¹⁾を対象に2つの“国立公園計画”が作成されている。田村剛、小坂立夫の『金剛山風景計画書』²⁾と、上原敬二、吉村徹の『金剛山公園計画第一回計画書』³⁾である。

これらの検討は国立公園史において大きな意味を持ち得る。1つは国立公園研究の基本的課題でもある田村剛の計画思想に対してである。個人の考えを探る上で、他者との比較は1つの手段となる。このため、同時期に、同対象地の計画が存在することは、田村の計画思想の相対的把握を可能とする。さらに、比較対象が上原敬二という点である。1920年代前半の“保護”と“利用”を争点とする国立公園の概念を巡った田村と上原の論争は周知の事実⁴⁾に属する。ただし、概念的論争であったこともあってか、議論が空転したとされているため⁵⁾、具体的なフィジカルプランを通じて両者の差異を論じることに意味がある⁶⁾と考える。

そこで、本研究では①“金剛山国立公園計画”の検討・把握を通じ、②田村と上原の計画思想の共通・相違点を明らかにし、③田村剛の国立公園の計画思想の相対的把握を目的とする。

研究は以下の手順で進める。まず、2章で2つの計画の作成経緯を整理する。次に、3章、4章で計画の読み取りと特徴の整理を行う。5章にて計画の共通・相違点とその要因について考察を行ったのちに、6章において総合考察を行う。

日本統治時代の外地の空間計画は学知の理念の実行性の観点から研究上重視されてきたが、国立公園においては台湾に関するもの⁷⁾があるものの、“金剛山国立公園”については、その存在に触れられるのみであり、内容や背後にある計画思想への言及は管見では見当たらない。従って、計画書や実際の調査資料など一次資料によってこれらを検討するという点に本研究の特徴がある。

2. 2つの“金剛山国立公園計画”の作成経緯

(1) 金剛山電気鉄道による観光開発

2つの計画は、金剛山電気鉄道による金剛山の観光開発の文脈

で作成されたものと言える。本章では計画の作成経緯と、これらを国立公園計画とみなす妥当性について論じたい。

近代朝鮮半島の観光開発については砂本文彦⁷⁾に詳しいが、まず、19世紀末にイザベラ・バードらによって景勝地としての金剛山が発見され、菊池幽芳の『金剛山探勝記』などにより1910年代には景勝地として定着したとされる⁸⁾。田村も1915年に金剛山を視察し、その結果を大日本山林会報に投稿している⁹⁾。この間、朝鮮総督府鉄道局は金剛山に緩やかな観光開発を実施したものの、依然として来訪者数は限られていた。

1919年、金剛山電気鉄道株式会社(以下、金剛山電鉄)設立を転機として、観光開発が積極的に進められた。金剛山電鉄は、久米民之助による観光開発の意図のもと設立され、1929年には鉄原-金剛口間の全線を開通させ、大幅なアクセス改善を実現した。さらに、内金剛から昆盧峰を越えて外金剛に至る登山道の開削を行い、久米山荘などの拠点整備を行った(表-1)。

国立公園化計画は1930年の金剛山保勝会設置により具体化される。金剛山保勝会は朝鮮総督府山林部をはじめとする土木、宗教、通信、内務局といった総督府関係、江源道庁、鉄道局に加え、金剛山電鉄から構成される官民共同の組織である。打合会では「今日の處風景を害せられ用語と認むる事実は少ない」「金剛山電鉄も近く愈々内金剛に達することになりましたから、本府に於きまし

表-1 金剛山国立公園計画に至る略譜

年代	出来事	主体	大枠
1890s	イザベラ・バードの金剛山来訪	イザベラ・バード	景勝地としての金剛山の発見
1915	温井里ホテル(外金剛)	朝鮮総督府鉄道局	朝鮮総督府鉄道局による観光開発の萌芽
1916	田村剛『金剛山と其風景開発策』	田村剛	
1918	長安寺ホテル(内金剛)	朝鮮総督府鉄道局	
1919	金剛山電気鉄道設立	金剛山電気鉄道	金剛山電気鉄道による観光開発の開始
1924	金剛山電鉄 鉄原-金化開通	金剛山電気鉄道	
1927	金剛山国立公園設立建議	牧山耕蔵(政友会)	
1928	久米民之助の吹米観光地視察	金剛山電気鉄道	
1929	金剛山電鉄 内金剛までの全線開通	金剛山電気鉄道	
1929	内金剛-昆盧峰-外金剛の登山道開削	金剛山電気鉄道	
1929	上原敬二の金剛山視察	上原敬二	
1930	金剛山保勝会	朝鮮総督府山林部	
1930	上原・田村の金剛山視察	上原敬二/田村剛	
1930	上原・田村の金剛山国立公園計画	上原敬二/田村剛	

*日本学術振興会特別研究員PD/千葉大学大学院園芸学研究所

**東京農業大学地域環境科学部造園科学科

***千葉大学大学院園芸学研究所

でも、何とか金剛山の保勝に関して研究致さねばならん」と総督府渡邊山林部長に述べられる¹⁰⁾ように、金剛山では風景の破壊は無く、国立公園化計画は金剛山電鉄による観光開発の一環として生じたと理解してよい。

1930年2月28日の第2回打合せでは国有林を中心とした45,790町歩の公園化と交通・施設整備を意図する「金剛山国立公園計画」が議論された。そして、専門家による調査を実施するとして、上原、田村が招聘された。

(2) 金剛山電気鉄道の観光開発計画に対する上原敬二の影響

ここで保勝会案の保護意識に着目したい。「娯楽を目的として経営するものとは、余程趣を異にして居る」「自然美の保存をモットーとなし、人工を加へることはできる限りさける方針¹¹⁾とされ、保護意識の高いものといえる。

しかし、当初の金剛山電鉄の開発意識はかなり強いものであった。1926年の京城日報では、「金剛の名勝を世界的な楽園に 野球場、競馬場、ゴルフリンク、プール、スキー場の新設備 金剛山電鉄が五ヶ年の大計画¹²⁾という記事があり、1927年にも同旨の開発計画の記事が掲載されている。

この意識の転換の1つに、上原敬二の影響があると考えられる。渡邊山林部長によれば、1929年の朝鮮博覧会を機に来朝した上原は金剛山にも立ち寄り、その際に上原より金剛山保勝に関する意見を聞いたとされる¹⁰⁾。この結果として、保護意識の強い観光開発へと転換したことは想定され得ることである。

(3) 2つの計画の国立公園計画としての妥当性

以上の検討を通じて、2つの計画は金剛山電鉄を中心とした国立公園化計画の中で作成されたことを認めることができる。さらに、1930年8月3日の京城日報では、上原、田村の双方とも国立公園として位置づけていることが報じられていること¹³⁾、田村案、上原案の本文中でも「国立公園法実施ノ際之ヲ準用(田村)」「国立公園トシテノ価値十分(上原)」など国立公園を射程とした記述が確認されることから、2つの計画を国立公園計画と同一視することは妥当であると考えられる。

3. 田村剛の「金剛山国立公園計画」の検討

まず、田村案の構成をみたい。田村案は「甲. 現地調査」「乙. 計画」とされ、金剛山の地理、風景、施設の特徴が述べられる部分と、計画部分が明確に区別されている。そして「現地調査」部分で述べられる資源性の高さがゆえに、金剛山が国立公園として相応しいという論旨構成となっている。

(1) 田村剛の金剛山への評価

「現地調査」では金剛山の地理条件が定性的に記述される。林相の状態に関しては、「朝鮮固有の植物」が高く評価がされている。風景に関しては1章を割き、金剛山の総体を「古来万二千峯ト謳ワレテ無数ノ奇峯峻岑ト並寺ノ峯嶽ガ錯綜シテ構成スル幾多ノ溪谷トソノ溪谷ニ懸ル瀑布、深潭、奔流等ノ醸成スル豪壯雄渾或ハ清浄幽寂ナル景趣…而シテ尚ホ金剛山ノコノ勝景ヲシテ一層光輝アラシムルモノハ、ソノ建築美トノ伝説美デアアルコトモ亦異論ノナイ所デアアル…天工ト人工ノ美ヲ渾然ト統合シテ居ル」とし、「内金剛、外金剛、新金剛区域、新豊里区域、千佛洞区域、仙窓谷区域」の6つの区域ごとの風景の特質及び評価が記述される。

以上のように、田村の金剛山の評価は、雄大であり清浄な奇峯の山岳、瀑布、溪谷に加えて建築美と伝説美にあると理解される。

(2) 田村剛の金剛山国立公園計画

1) 公園区域設定(田村案)

田村の公園区域の設定の仕方を検討したい。まず、大前提として「傑出シタル風景ヲ抱有スル区域ヲ画スル」という概念的説明がされる。加えて「婦女子モ容易ニ利用シ得ルガ如キ親シミ易キ地域ヨリ、特ニ研究者ヲ満足セシムル地域ニ至ル点マデ凡テヲ含

マシメル」とされ、様々な階層の人が利用可能な区域とする点が強調される。そして、従来の金剛山観光の対象であった内・外・新金剛だけでなく、新豊里、千佛洞、仙窓谷を加え、それぞれの風景の特徴に合わせた利用をすべきであるとされる。

具体的な区域設定に関しては国有林を中心に、「景勝地ヲ悉ク包含…探勝道路ヨリ展望シ得ル限リノ地域…自ラ山稜、溪谷等地形上ノ著シキ境界ニ従」った区域となることが記述される。表-2に示すように、合計は27089.16町歩¹⁴⁾であり、保勝会案より大幅に減少していることが確認される。また、わずかな私有地は買収や換地によって国有地とする方針であるとされる。

計画書には区域図の存在が示されているが、図面の入手が不可能であった。そこで国有林については上原国有林図¹⁵⁾を、寺有林については朝鮮林野図¹⁶⁾を参考に公園区域の抽出を試みた。北・西限に関しては、区域に該当しない国有林が隣接するため容易に割り出すことが可能であった。南限に関しては、国土峯国有林の300ha(≒町歩)を地形に沿って区分した。東限に関しては、国有林境に沿って区分した(図-1)。公園区域面積を計算したところ27379.75ha(≒町歩)であり、概ね田村案の公園区域と相違ないと考える¹⁷⁾。

2) 公園内の地種区分設定(田村案)

公園区域はその特性に応じて「天然保存地域、風景保護地域、普通地域、施設地区」の4つの地種区分がされる(表-2)。「天然保存地域」は原始的風景や動植物の絶対維持保存が目的であり、区域の約32.5%(8800町歩)を占める。「風景保護地域」は風景の保護のために風致的施業を実施する地域であり、区域の約49.7%(13452町歩)を占めている。「普通地域」は風致上重要でなく、経済的施業可能な地域とされる。ただし、沿道の風致維持のための風致林帯の設置や大面積の皆伐の忌避など、風景への配慮が求められている。部落に近く、探勝上目立たない地域の19.4%(5250町歩)が「普通地域」とされる。この他、全ての階級の利用者が満足する「宿泊休養運動娯楽等ノ文化施設」を集中させる区域として「施設地区」が設定され、入山拠点である長安寺、新豊里、楡岾寺、温井里(区域外)が該当するものとして示される。

3) 道路・交通計画(田村案)

田村が道路計画とネットワークの仕方を重視することが、「如何ニ傑出シタル大風景地モ利用施設トシテノ路線ノ設定ヲ誤ルナラバ、ソノ利用価値ハ甚シク減ズル」との記述から確認される。加えて、工期が示される点が特徴的である。図-2に道路計画と工期を示すが、ハードプランとしての道路計画をみてみたい。

この時点で金剛山へのアクセスは2つ存在していた。1つは、金剛山電鉄を利用し内金剛の長安寺に至るものであり、いま1つは長箭經由で外金剛の温井里に至るものである。長安寺、温井里が金剛山観光の拠点である。田村の計画で優先的に整備すべきである第一期に位置づけられるものは、長安寺-末輝里-新豊里-温井嶺-温井里に至る西周りの自動車路線である(図-2-a)。この他、塔巨里-表訓寺(図-2-b)、温井里-一ノ台(図-2-c)が第一期に整備されるものとして示される。第二期としては、長安寺-外霧在嶺-楡岾寺-百川橋里-温井里に至る東回りの自動車路線(図-2-d)がある。これらの自動車道の両側の風景を重視し、二十間以上の風致林帯を設け、出来得る限り「一木一石」の風致を重んじる主義にて整備するとされる。

探勝・登山路は、長安寺-毘盧峰-温井里ルート为代表に15ルート設定されている。「風景地ヲ順序ヨク快適ニ遊覧セシムル」とあるように、シークエンスを重視していることが読み取れる。また、登山路は危険なく通過可能な程度の整備が良いとされ、探勝路と登山路には利用の仕方から明確な区分があることが読み取れる。そして、第一期では内外金剛が重視されており、新・奥金剛は第二期以降とされるような優先順位のつけ方がされている。

加えて、新豊里の施設地区までの電車の延伸が計画されている。

4) 施設計画 (田村案)

田村は各階級や機能・目的に対応したものを完備すべきとして、以下の施設を計画する。「ホテル、和風旅館、山小屋、別荘地、避難小屋、休憩所、売店、便所、プール、テニスコート、展望所、天然動植物園、釣魚場、博物館」これらの多くは「施設地区」に設置される。そこで、施設地区ごとに特徴をみていきたい。

長安寺施設地区は内金剛の利用拠点として位置づけられる。この時点では、旅館、ホテル、売店、飲食店が設置されているが、雑然としており風致上好ましくないという現況への不満や、ホテルの表訓寺へ移転予定が確認される。そして、トウヒ、モミ林の風致を生かした計画が必要であるとされ、ホテル移転跡地にプール、運動場、貸別荘、キャンプ場、博物館、釣魚場の設置が提示される。併せて、表訓寺のホテルは純洋式で「粗野な耐久的山小屋風」デザインとして、テニスコートの併設が示される。

楡岾寺施設地区は新金剛観光の拠点とされ、朝鮮旅館のみの状況に対して、「和風及び洋風旅館」の建設が示される。避暑地として最適とされ、貸別荘や売店、飲食店、テニスコート、さらに溪

流を加工した「自然プール」、釣魚場の設備が計画される。新豊里施設地区では蓬田と寒泉付近に旅館を、また寒泉にはキャンプ場と溪流に自然のプールの設置、釣魚場が計画される。

さて、温井里である。温井里は金剛山で唯一の温泉湧出の地であり、重要な拠点である。しかし、民有地¹⁸であったためか、公園区域外とされている。そこで都市計画による整備を前提に、ホテル、温泉場、テニスコート、スケートリンク、スキー場をホテルにより整備することが計画される。また、天然動植物園や釣魚場の設置が計画されている。

千佛洞・仙窓谷地域に関しては、登山・研究家の領域として、遊覧施設の完備は探勝の興味を削ぐとして、積極的な設備計画には否定的であることが確認される。

この他、公園外の塔巨里にも天然動植物園の設置など、公園計画と連動した都市計画をすべきとされる。

4. 上原敬二の“金剛山国立公園計画”の検討

次に上原案をみたい。上原案は、田村案を意識したものとなっている。例えば、現況調査や文献の採録は「煩勞オオクシテ、

表-2 田村案の公園区域と地種区分、国有林の面積

土地所有区分	公園区域		天然保存地域 (32.5%)		風景保護地域(49.7%)		普通地域 (19.4%)		施設地区
	面積 (町歩)	区域割合	面積 (町歩)	区分割合	面積 (町歩)	区分割合	面積 (町歩)	区分割合	
長安寺/表訓寺寺有林	4665.00	17.2%	1900.00	40.7%	2200.0	47.2%	1100	23.6%	長安寺
楡岾寺寺有林	3749.77	13.8%	1300.00	34.7%	2300	61.3%	150	4.0%	新豊里
国土峯国有林	317.50	1.2%	0.00	0.0%	70	22.0%	250	78.7%	楡岾寺
神溪寺寺有林	682.75	2.5%	0.00	0.0%	683	100.0%	0	0.0%	温井里
神溪寺/楡岾寺寺有林	3560.00	13.1%	0.00	0.0%	1100	30.9%	2400	67.4%	(区域外)
金剛山国有林	7260.00	26.8%	5000	68.9%	1600.0	22.0%	600	8.3%	
新豊里国有林	2760.00	10.2%	300.00	10.9%	1900	68.8%	600	21.7%	
仙窓谷/千佛洞国有林	4094.14	15.1%	300.00	7.3%	3600	87.9%	150	3.7%	
合計	27089.16	100.0%	8800		13453		5250		

【区域割合】は公園区域中の国・寺有林の割合を示す。【区分割合】国・寺有林中の各地種区分の割合を示す

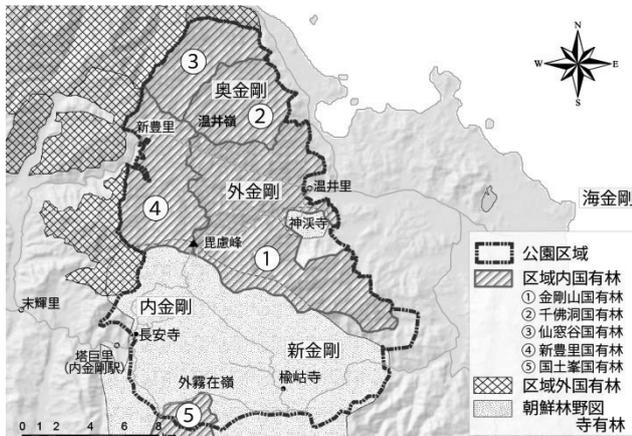


図-1 田村案の公園区域と国有林及び寺有林

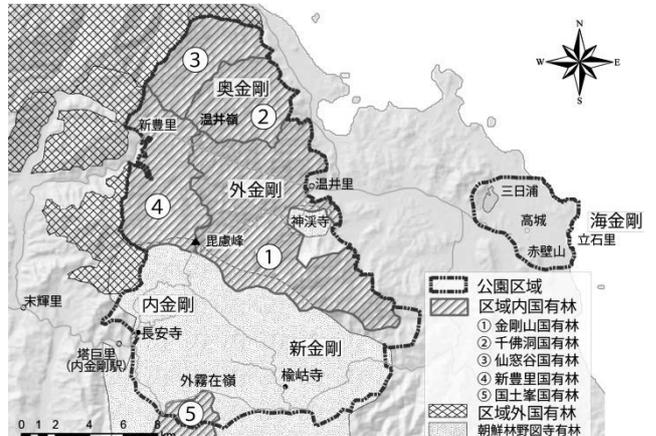


図-3 上原案の公園区域と国有林 (公園区域はおおよそのものである)

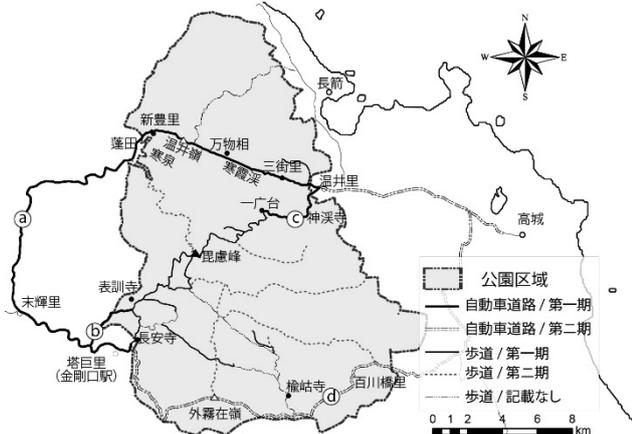


図-2 田村案の道路計画

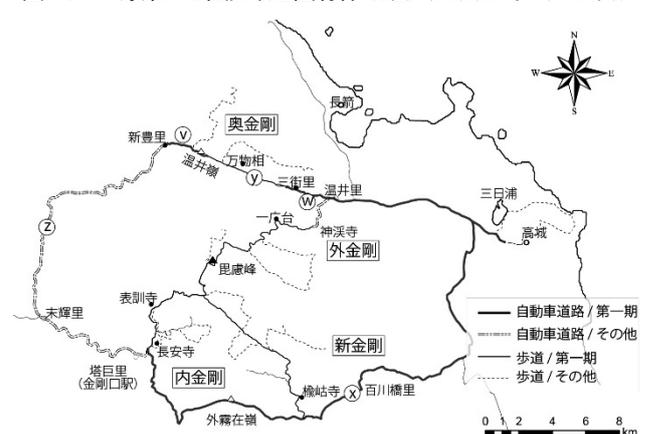


図-4 上原案の道路計画

効果少ナキ…本書ハ直ニ公園計画ノ核心ニ触レ、如何ナル状況ニアルカラ論ズルヲ止メ」と記述され、現況を含めて構成される田村案に対して、計画を主軸とした構成としたことが強調される。

(1) 上原敬二の金剛山への評価

上原は金剛山の国立公園としての価値を以下のように示す。

1. 統一的な大面積の風景
2. 花崗岩山景の代表型式 (代表的風景)
3. 群峰に圍繞された溪谷及び、花崗岩特有の溪流
4. 日本、朝鮮、満州の区域に渡る植物分布の規範
5. 歴史的寺院が存在すること及び、点景としての価値
6. 朝鮮史上の史蹟・伝説が豊富であること

(2) 上原敬二の金剛山国立公園計画

1) 公園区域設定 (上原案)

上原は第一図として、区域図を示している。しかし、図面の入手は不可能であった。このため、公園区域は概観に留めざるを得ないが、上原案の公園区域は5つの区域から構成されている。

内金剛区域：従来の内金剛及び新豊里国有林を含むもの

外金剛区域：五峯山、毘盧峯、水晶峯を境に温井里を囲むもの

新金剛区域：百川橋里付近を東境に、南境は眺望により決定

奥金剛区域：千佛洞、仙窓谷国有林を包含するもの

海金剛区域：立石里一帯の海岸、赤壁山、三日浦一円を指す

海金剛区域を除いて、田村案とほぼ同様の区域設定となっている。

また、新金剛区域の南界を「眺望ノ必要上本区域ニ編入シタル」として、可視領域により決定する点には注目したい (図-3)。

2) 公園区域内の地種区分設定 (上原案)

上原案は2種+2種の4種の地種区分がされている。第一義の公園区域として「保存区域、施業区域」の2種類が設定され、広義の公園区域として「供用区域、施設区域」が設定される。

「保存区域」は溪谷や岩峰の景致を対象とし、絶対禁伐の区域であり、内外新奥金剛の大半が含まれるとされる。「施業区域」は制限付き択伐施業であれば可能な区域であり、また保存林帯として道路より100m~200mは禁伐林として、天然状態を保存すべきとされるものである。これらは、新金剛区域の楡岾寺寺刹林と内金剛の一部の比較的傾斜緩やかな針闊混雑林が該当する。

「供用区域」は、公園区域に付随するものであり、地元民の薪炭利用の区域を制限許可するものであり、林産物の生産の場であるとする¹⁹⁾。「施設区域」は公園居住者や遊覧客に対して、休養・娯楽・慰安・便益を供与するための区域であり、公園の区域外の飛び地、一区画を除外地として設定するものである。長安寺、温井里、楡岾寺、神溪寺、三日浦が「施設区域」に該当する。

3) 道路・交通計画 (上原案)

上原の公園区域内の交通計画には、自動車、徒歩に加えて、轆²⁰⁾とケーブルが計画されている点が興味を引くが、ハードプランとしての道路計画をみたい (図-4)。

上原案において第一期に着工する自動車路は、新豊里-温井嶺 (図-4-v)、温井里-三街路 (図-4-w) である。さらに温井里-高城-百川橋里-楡岾寺-外霧在嶺-長安寺の自動車道 (図-4-x) を優先的に着工すべきとしている。さらに、長安寺-末輝里-新豊里-温井嶺 (図-4-z) の路線を自動車として計画しているが、上原は温井嶺までにとどめている。また、歩道としては温井嶺-万物相 (図-4-y) を整備すべきとしている。

探勝路は3種類のものがあり「普通探勝路」と「稍健脚ナルモノノ探勝路」「最モ健脚ナルモノノ探勝路」である。

4) 施設計画 (上原案)

上原は広義の公園区域に「ホテル、旅館、売店、キャンプ場、避難小屋、山小屋、公会堂、自然科学館、別荘地、動植物園、遊園地、運動場、ゴルフ場、プール等」の整備を計画する。

公園区域との関係がやや判然としないため断定はできないが、「キャンプ場、避難小屋、山小屋」以外のものは基本的に「施設区域」に計画されるものであると思われる。このうちホテルは長安寺、温井里、神溪寺、楡岾寺、三日浦 (図-4) に配置し、衛生保安を完備した「郷土的な地方色ヲ充分ニ發揮セシメル新設備」をすることが計画されている。さらに公会堂や自然科学館、別荘地、動植物園などは新市街地施設として位置づけられる。公園の内外に準公園区域として新市街地を定めるとされ、公園区域外として温井里や塔巨里が例示されている。また施設区域との関係が判然としないものの、神溪寺、楡岾寺、三日浦も新市街地区域に該当する可能性がある。この他、公園内外²¹⁾にゴルフ場、スキー場、釣魚場、狩猟場を設けるとしている。

5. 田村剛案と上原敬二案の比較

(1) 公園区域の比較

まず、公園区域の比較を行いたい。田村案では内外新奥金剛を中心としたまとまりのある区域設定がされており、海金剛は区域外とされている。対して上原案では飛び地を容認し、海金剛を含んだ公園区域設定となっている。

この差異の要因は奈辺にあるのだろうか。田村は一貫して海金剛の風景を高く評価しているのである。例えば、田村の学生生活の初期にあたる1916年の『金剛山と其風景開発策』である。この時点において、「大いに海金剛の気焔を挙げて見たい」と述べており、高い評価をすることが確認される。また海金剛を「海岸沿いの十数個の岩島」のみとするのではなく、高城一帯の平地から海岸沿いの一帯を総称するものであり、地形美の変化のある景勝地であると述べる。続いて1932年の『日本地理風俗大系：金剛山』²²⁾においても、海金剛一帯を「風光」「絶景」「非凡」などの用語を用いて評価し、また外金剛への眺望風景の視点としての評価をしていることが確認される。このように、風景的価値の低さから、公園区域外としたのではない。

ここで考えられる点は土地所有についてである。田村の公園区域は基本的に国有地に規定されるものであり、利用拠点とされながら、私有地である温井里が区域外とされたことや、保勝会案より大幅に減少させた区域案を示すことから分かるように、無秩序な区域の拡大を避ける。このため、市街地や耕作地が多く存在する海金剛一帯を含めてまとまった公園区域とすることは不可能だと判断したと考える。一方、上原の考えでは飛び地は容認されており、「施設区域」など準公園区域とする形で、海金剛の拠点を区域内とする、あるいは公園と関連付ける形とすることが可能であった。

(2) 地種区分の比較

次に田村と上原のゾーニングを比較したい (表-3)。田村案では絶対保存とされる区域は32.5%である。対して上原案では、大半が保存区域とされている。また田村案では風致的施業であれば可能な区域が約50%であるのに対して、上原案では楡岾寺寺刹林と内金剛山の一部と限定されている。さらに、田村案では風致に配慮しつつも経済的施業が可能とするのに対して、上原案では基本的に経済的施業は認めていない。このように上原案のほうが風景・自然保護意識の強い計画であることが読み取れる。

また、両者では公園区域の位置づけが異なる。上原案は「供用区域」「施設区域」を第一義の公園区域とは区別し、公園区域内は基本的に風景保護の対象のみで構成される。一方で、田村案は一定のまとまりすべてを公園区域とし、その中で規制に強弱をつけるものであり、これは後の国立公園行政にも表れる。

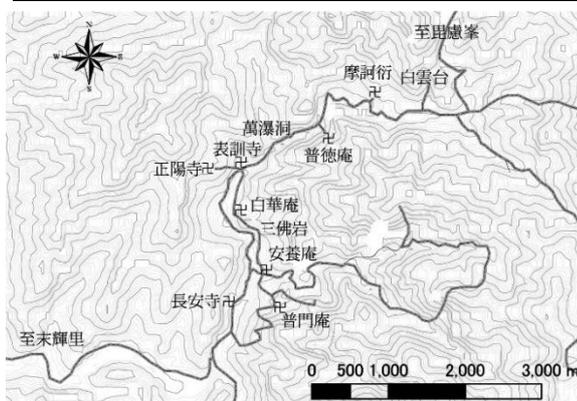
(3) 道路・交通計画の比較

1) 道路建設と風景体験の質

田村案と上原案で最も相違する点が道路・交通計画である。中

表-3 田村案と上原案の地種区分の比較

田村案			上原案		
名称	目的・規制	面積割合	名称	目的・規制	面積割合
天然保存地域	絶対維持保存	32.5%	保存区域	絶対維持保存	大半
風景保護地域	風致的施業	49.7%	施業区域	風致的施業	不明
普通地域	経済的施業可能	19.4%	供用区域	薪炭林利用可	不明
施設地区	施設建設可能	不明	施設区域	施設建設可能	不明



普通探勝路 長安寺 → 普門寺 → 明鏡台 → 安養庵 → 三佛岩 → 白華庵 → 表訓寺 → 正陽寺 → 萬瀑洞 → 普徳庵 → 摩訶衍 → 白雲台

図-5 上原案の第一路線の普通探勝路

でも、内外金剛を連絡する自動車道に著しい。田村案では長安寺より温井嶺を越え、温井里に至る路線（温井嶺ルート）と、長安寺より外霧在嶺を越えて温井里に至る路線（外霧在嶺ルート）の2つの自動車路線が計画される。このうち田村は温井嶺ルートを優先的に整備することを主張している。その理由として距離、利用者数、短縮日数、沿道風景の質、風景破壊への影響の点における温井嶺ルートの比較優位性を主張する。沿道風景の質が高い場所（寒霞溪）を通すべきであって、寒霞溪の風景的価値は地形の雄大さによってもたらされるため自動車道路の開通が風景に対して与える影響は小さいと主張する。

対して、上原は外霧在嶺ルートを優先的に整備することを主張し、温井嶺ルートに関しては、全路線ではなく温井嶺・温井里の三街路を除いた区間の自動車道整備を主張する。その理由として工費（温井嶺ルートはトンネルが多いため、工費が高む）、沿道風景の質、風景破壊への影響からの比較優位性が主張される。

沿道風景の質に関しては、金剛山に欠ける「遠大ナル眺望区域ヲ自動車ヲ借りテ享楽」を唯一確保可能であるものが外霧在嶺ルートとされる。続いて、風景の破壊への影響に着目して上原の主張をみていきたい。上原は温井嶺ルートが開通した場合に、長箭からの貨物自動車の通行の増加を予想し、沿道に位置する幽玄な寒霞溪の風致や旧万物相への風景体験が棄損されるとする。そこで自動車道は三街路までにとどめ、幼老婦女子のためには轍を設置すれば良いとされる。さらに、強いて交通機関が必要であるのであれば、不本意ながらケーブルを設置すべきであると主張される。一方で、外霧在嶺ルートは茫然たる風景の特徴であるため、風景体験の質は棄損されないとされる。このように道路開通による風景体験の質の低下を想定する点に上原案の特徴がある。

このように道路・交通計画では2者は大きな相違を見せる。しかし、風景の体験、特にシークエンスを考慮した公園計画を行う点は共通点である。先に、田村がシークエンスを重視することを確認したが、上原も同様である。例えば、上原は海金剛の社会通念上の評価が定まらない要因として、海金剛の体験の仕方をあげる。金剛山を越えて海金剛の風景を体験した場合には高く評価し、海路や海岸線の自動車によって海金剛を体験した場合は低く評価すると分析される。そして、風景の価値を「心境ニアリ、絶対的ナモノニ非ズ、客観的ナモノニ非ズ、相対的ニシテ主観ニ存ス」とし、風景の体験の仕方を考慮した路線設定をすべきであると主張される。この点は田村、上原の共通点であるといえよう。

2) 歴史・文化資源への態度

探勝路についても、田村案と上原案に相違が確認される。上原案では、第一路線の探勝路は長安寺からいくつかの寺院を経由して白雲台に至るものとなっている（図-5）。ここからは寺院を国立公園の資源としてみなす上原の思想が確認できる。一方田村は、金剛山の寺院やそれまつわる史実・伝説を評価しつつも、明確に国立公園の資源としては位置づけておらず、寺院を巡るような探勝路は存在しない。国立公園の資源性はあくまで自然風景の体験に求め、これを重視した区域や探勝路の設定を行う。寺院はあくまで自然風景やその地での風景体験を彩る要素としての評価にとどまる。この価値の相違は施設計画にも表れる。

(4) 施設計画の比較と郷土風景に対する態度の違い

ここで注目したい点はホテルのデザインコードである。田村はホテルを純洋式のものとして提示する。対して、上原は「郷土的な地方」なものとして提示する。この点においても上原が歴史・文化資源を国立公園の資源と考えることが判明する。一方この相違は金剛山という対象地に依存して表れるものではなく、田村と上原の基本的な思想の違いであると考えられる。

この点を「郷土風景」という用語を対象に検討を進めたい。赤坂信²³⁾に指摘されるように1920-30年代において、郷土風景の保存が造園界における1つの興味対象となる。しかし「郷土風景の保存」の仕方だけでなく、「郷土風景」という用語が示す対象自体が相違していたのである。田村の「郷土風景」は原生的自然風景に近いものであり、農林業なども「郷土風景」を破壊するものとして位置づけられる²⁴⁾。対して、上原の郷土風景は今日の文化的景観に通じるものであり、素朴とも形容されるような農山村の風景を意味していた。中でも社寺を資源対象として重視している²⁵⁾。このように、両者は歴史・文化資源への態度を異にする。

この差異が国立公園の計画思想にも表れたと考える。アメリカを先進事例として国立公園という制度を輸入する際に、田村が資源対象としたものは自然風景である。その際に風景・空間的特質のローカライズは志向されず、アメリカをモデルとして、建築物も洋式の山小屋風のを望むのである。一方で、上原は国立公園の資源のローカライズを行い、歴史・文化を含めて資源とし、郷土性を含めて評価の対象とするのである。

(5) 大正期の田村剛と上原敬二の計画思想とその変化

次に、大正期の国立公園の概念を巡った論争の経緯を再検討したい。通史においては、池ノ上容²⁶⁾により「国立公園と自然保護地域の異同及び国立公園の利用性をどのように考えるか」という点にあった」と総括される。加えて、田村の理解が「リゾート的なレクリエーション地域」、上原の理解が「天然記念物保護区域である」という断定的なものであると評されている。

1921年6月より、内務省衛生局において田村を囑託に国立公園候補地の調査が開始される。同時期に内務省官房地理課においても史蹟名勝天然記念物の1つとして国立公園の調査が開始される。この調査と並行して田村は論稿を発表しているが、やはり池ノ上が述べるような「リゾート的」であった点は否めない²⁷⁾。

さて、上原は『造園学汎論』²⁸⁾において、田村や本多静六の主張を利用派として、彼らの論稿を引用しながら反論している。ここで上原の主張をみてみたい。上原の主張は「天然記念物を抱有し、その保護と維持を主目的とすること」「市民の遊覧は...従として認むること」「人為的設備は出来るだけ自然と調和を保たしめ」「一ヶ月を通じて来遊し得る處をまづ選ぶこと」として整理される。天然記念物の保護を主目的としつつも、相当にその利用を念頭に置くものとして受け止められるが、上原は天然記念物自体を保護の対象とするだけでなく教化の資源と捉える。このため天然記念物に触れる体験は否定されるものではなく、許される範囲で積極的に許容するものとなっている。この天然記念物の中には風

景(美)は含まれていない。ただし、造園家らしく風景の利用自体に反対するわけではなく、その対象となる地域の問題だという態度を採る。これら主張の根幹をなすものは、田村や本多をはじめとする風景の利用派の主張が風景の破壊に繋がるものであるという分析であり、それがゆえに彼らの主張に反対するという態度であると理解される。その態度の中で、評価が主観に属する風景を基準に国立公園を選ぶことを反対し、だからこそ天然記念物を基準に国立公園を選ぶべきという主張になると言えよう。

さて、水内ら²⁷⁾に指摘されるように、海外視察の結果、田村は国立公園の理解を変化させる。概念的には自然レクリエーションのための空間領域から、自然風景の保護と利用のための領域への変化がある。公園の区域設定や配置に関しても、小規模なものをネットワーク的に配置するという自然レクリエーション体験をもとに公園区域を規定するという考えから、自然風景の資源性をもとに大規模な区域設定と厳選の配置という変化がある。この考えは金剛山国立公園計画においても同様である。

同様に上原も国立公園に対する考えに変化を見せる。大正期の上原は国立公園の主要な資源性を天然記念物に求めており、そこに風景(美)は含まれていなかった。しかし、金剛山国立公園計画では主要な資源性を風景に求めている。また、公園区域は天然記念物などの物的実在を根拠とするのではなく、可視領域という風景によって規定されるものとなっている。このように1920年代前半において異なっていた両者の国立公園に関する主張は、1930年時点においては、自然風景を主資源として一定の区域を保護と利用するという点で概念的に一致していると言えるだろう。ただし、区域設定の仕方、保護の度合いの強弱、自然風景以外の資源の取り扱いという点の相違は依然として確認される。

6. 総合考察

以上、国立公園計画として位置づけることの妥当性を検討した上で、田村剛と上原敬二による2つの“金剛山国立公園計画”に関して比較検討を行ってきた。

田村の区域案に関しては、地域制が採用されつつも国有地と寺有林に限定されたような区域設定になっており、一般に強制的に収用可能な外地においても私有地は極力排除されるものとなっている。例えば、温井里は施設地区としながらも公園区域には含まれていない。このように地域制を採用するものの、基本的には私有地の排除の意図が確認された。また、風景的価値を認める海金剛であっても区域外としているように区域のまとまりを重視している。このため、上原案や内地の国立公園に見られるような飛び地による区域編入も行っていない。このように田村の区域設定の考えは、主要な風景を体験可能な地点の可視領域のまとまりを基本に、土地所有を考慮するものである。これらが外地においても適用されていることから、国立公園の区域設定の原理原則であると考えられる。

区域内の規制に関しては、4種のゾーニングを施しているが、上原と比較した場合には田村案の禁伐地域面積は小さく、特に森林施業に寛容であり、保護の度合いは弱いものとなっている。加えて、自動車道路計画を巡っては、利用による風景の棄損に対して田村と上原の考えの相違が確認された。田村は風景資源へのアクセスを第一に考える。対して、上原は自動車道路そのものに加えて、自動車道路による風景体験の棄損への影響を考慮する。この点においても、上原と比較した場合に田村の風景の保護意識は弱いといえるだろう。

また、上原は寺院や郷土性の反映など、歴史・文化資源に価値を見出し、国立公園の資源性についてのローカライズを行う。対して、田村は国立公園の資源性をあくまで自然風景の体験に求めており、アメリカの国立公園の風景的特性を直截に輸入する姿勢

が確認された。田村は自然科学的価値観を背景に、形態美などによって自然風景を普遍的な単一の基準で評価する。

大正期の両者の論争に関していえば、田村の国立公園の理解が変化することは既に指摘されているが、上原の理解も同様に化する。大正期の上原の主張は、田村ら“風景利用派”の主張こそが結果的に風景を棄損するという点が前提にあり、その反論という面が強い。このため国立公園は天然記念物の保護区域であると、国立公園としては、風景を主要な価値軸としていなかった。しかし、1930年時点においては、上原も風景を主要な資源として位置づけている。

さて、国立公園の通史では、田村が歴史・文化資源から構成される伝統的風景を評価したとされている中で、近年、大正期の田村は伝統的風景を評価する態度が存在しないことが指摘されているが、それは1930年代においても同様であると言えるだろう。つまり、伝統的風景が初期の国立公園に含まれたとするのであれば、田村の計画思想が直截に国立公園の指定に結び付いたわけではなく、その決定プロセスの精査が必要とされる。

以上、田村剛と上原敬二の金剛山国立公園計画に関する検討を行ってきた。この後、日本や台湾では国立公園が実現するが、日本統治時代に金剛山国立公園は実現しない。朝鮮では国立公園が実現しなかった要因について、日本、台湾と共に比較検討することにより、外貨獲得や地域振興などの大きな社会背景だけでなく、国立公園の成立にかかわる政治社会的要因が、より明確になると思われるが、この点は改めての研究課題としたい。

謝辞：本研究はJSPS 科研費特別研究員奨励費の助成を受けたものである。

補注および引用文献

- 1) 現在の朝鮮民主主義人民共和国原道に位置する。
- 2) 田村剛 小坂立夫(1930)：金剛山風景計画書
- 3) 上原敬二 吉村敏(1930)：金剛山公園計画第一回計画書
- 4) 連名で作成されて計画であるが、上原と吉村、田村と小坂の関係を鑑み、本研究では上原案、田村案とみなす。吉村は上原が開校した東京高等造園学校卒業生である。小坂は東京帝国大学農学部林学科卒業生であり、上原、田村の後輩である。
- 5) 池ノ上容(1981)：自然保護行政のあゆみ：環境庁自然保護局、65-67
- 6) 劉東啓 油井正昭(1999)：陽明山国家公園の指定からみた台湾国家公園制度とその成立の影響要因：ランドスケープ研究62(5)、459-462 西田正憲(2012)：自然の風景論—自然をめぐるまなざしと表象：清水弘文堂書房、391pp など
- 7) 砂本文彦(2011)：近代朝鮮半島における「国際リゾート地」開発：日本建築学会計画系論文集76(669)、2215-2222
- 8) 田村剛(1932)：金剛山：日本地理体系、朝鮮編：改訂社、406
- 9) 田村剛(1916)：金剛山と其風景開発策：大日本山会報(408)、10-22
- 10) 無記名(1930)：金剛山保勝打合せ：朝鮮(177)、148-150
- 11) 無記名(1930)：金剛山国立公園計画：朝鮮(179)、148-149
- 12) 京城日報1926年12月24日
- 13) 京城日報1930年8月3日
- 14) ただし、天然保存地域、風景保護地域、普通地域を合計したものと一致しない。
- 15) 朝鮮総督府作成の5万1分1地図「海金剛」「外金剛」「川化」の3枚を繋ぎ合わせ、国有林の区域と面積が記入されたものが、東京農業大学の上原記念文庫に所蔵されていた。金剛山公園計画第一回計画書作成の際に使用されたと思われる。
- 16) 朝鮮総督府農商工部(1912)：朝鮮林野図：国立公文書館所蔵 50万1分の地図であり、微細二到テハ正確ではないとされるが、寺有林の目安として使用した。
- 17) 作業はArcGIS 10.2を用いて行った。また1町歩=1haとみなした。
- 18) 民有地であることは、上原案に示されている。
- 19) 参考として、120戸に対して、5町歩の森林が必要である旨が記される。
- 20) 何を示すかが確実でないが、馬車鉄道のようなものかと推測される。
- 21) 「公園区域内外」と示されるが、この区域が「保存区域と施業区域」からなる区域であるのか、「供用区域」「施設区域」を併せた区域かが半断としにくい。
- 22) 田村剛(1932)：金剛山：日本地理風俗大系viii：新光社、204-227
- 23) 赤坂信(2005)：1930年代の日本における「郷土風景」保存論：ランドスケープ研究69(1)、59-65
- 24) 田村剛(1917)：造園概論：成美堂出版、270pp
- 25) 上原敬二(1924)：造園学汎論：林泉社、351-465
- 26) 池ノ上容(1981)：自然保護行政のあゆみ：環境庁自然保護局、65-67
- 27) 田村剛(1921)：国立公園の本質：庭園3(2)、3-5 田村剛(1921)：国立公園論：朝日新聞：1922年8月11日 この時点の田村の国立公園の概念は以下に詳しい。水内佐輔 古谷勝則(2014)：大正期における田村剛の国立公園の風景とその変遷：ランドスケープ研究78(5)、413-418
- 28) 上原敬二(1924)：造園学汎論：林泉社、351-465